

## 福岡市子ども習い事応援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されずに、個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育めるよう、文化・スポーツ教室、学習塾等の習い事にかかる費用を助成する「福岡市子ども習い事応援事業」(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものである。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は福岡市とする。ただし、運営の一部を、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託して行うものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン 本事業の実施のために福岡市が交付する電子又は紙のクーポンをいう。
- (2) クーポンシステム 電子クーポンを利用するために福岡市が提供する電子システムをいう。
- (3) 助成対象者 本事業の助成(クーポンの交付)を受けることができる者をいう。
- (4) 参画事業者 本事業の趣旨に賛同し、クーポンが利用できる習い事の教室等として登録を行った文化・スポーツ教室、学習塾等をいう。
- (5) 運営事業者 市長が本事業の運営の一部を委託した民間事業者をいう。

### (助成対象者)

第4条 本事業における助成対象者は、本市の区域内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受ける者又は児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当を受給する者
  - (2) 小学校5年生から中学校3年生までの子どもの保護者(生活保護世帯の世帯主又は児童扶養手当の受給者。以下同じ。)
- 2 前項の規定にかかわらず、保護者又は子どものいずれか一方が本市居住でない場合の当該保護者は、助成対象者に含む。
- 3 前2項の規定に準じるものとして助成対象者と取り扱う場合の当該保護者は、市長が別に定める。

### (助成額)

第5条 本事業における助成額は、子ども一人あたり月額1万円(以下「助成上限額」という。)のうち、子どもが習い事を受けるために参画事業者へ支払うべき費用の月の合計額とする。ただし、当該費用は第7条に規定する経費に限るものとする。

### (助成期間)

第6条 本事業における助成期間は、毎年4月から翌年3月までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、5月以降にクーポンの交付申請を完了した者(新たに助成対象者となることが決定した者を含む。)の助成期間の始期は、当該申請が完了した月とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の助成期間の終期は、当該各号に定

めるとおりとする。

- (1) 第4条に規定する助成対象者の要件に該当しないことが決定した者 当該決定した月の翌月
- (2) 第10条又は第11条の規定によりクーポンの利用が停止された者 当該停止された月

(助成対象経費)

第7条 本事業の助成の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 初期費用（入会金、入学金、入塾テスト代その他これらに準じるもの）
- (2) 月謝、受講料
- (3) 試験料、学力テスト料その他これらに準じるもの
- (4) 通信費用
- (5) 道具、教材、教具代
- (6) ユニフォーム、制服代
- (7) その他、福岡市が必要と認めるもの

2 前項に規定する経費は、習い事のレッスンや授業を受けるために参画事業者に支払うものに関し限り対象とする。

(助成の方法)

第8条 本事業における助成は、助成対象者に助成上限額分のクーポンを交付し、そのクーポン利用額を、市長が参画事業者に支給することによって行う。

(クーポンの交付申請及び交付)

第9条 クーポンの交付を希望する者は、クーポンシステムを利用することができる者にあつては当該システムにより、当該システムを利用することができない者にあつては「福岡市子ども習い事応援事業クーポン交付申請書」(別記様式)により、クーポンの交付申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、申請者が助成対象者に該当することを確認のうえ、当該助成対象者にクーポンを交付する。なお、交付の決定はクーポンの交付をもって代えるものとする。
- 3 クーポンは、助成期間の範囲内において毎月初日(月の途中で申請完了した場合は原則として当該月内)に助成上限額分を交付することとし、その有効期間は交付月の1か月のみとする。
- 4 前年度からクーポンの交付を受け、当年度も引き続いて助成対象者に該当する者にあつては、辞退等の特段の意思表示がない限り、当年度もクーポンの交付申請(年度更新申請)を行ったものとみなす。

(クーポンの不正利用の禁止)

第10条 何人も、虚偽の記載又は入力によりクーポンの交付を受けたり、改ざん、複製、システムトラブル等の正常でない方法でクーポンを取得したり、クーポンを交換、譲渡、売買その他不正な行為により利用してはならない。

2 市長は、クーポンの交付を受けた者(クーポンを取得したその他の関係者を含む。以下同じ。)が前項の規定に反する利用を行ったときは、当該者のクーポンの利用を停止することができる。

(返還等)

第11条 クーポンの交付を受けた者が前条第1項の規定に反する利用を行った場合、既に参画事業者

へ支給済みの助成額があるときは、当該者はその全部又は一部を市長に返還しなければならない。

2 市長は、クーポンの交付を受けた者が前項の規定による返還をしないときは、当該者のクーポンの利用を停止することができる。

(報告等)

第 12 条 市長は、助成に関し必要があると認めるときは、助成対象者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは提示を求め、又は職員（運営事業者の職員を含む。）をして質問若しくは照会をさせることができる。

(参画事業者の要件等の規定)

第 13 条 参画事業者の要件、登録申請、請求その他遵守事項等については、別途「福岡市子ども習い事応援事業参画事業者募集要項」において定める。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

## 福岡市子ども習い事応援事業 クーポン交付申請書

令和 年 月 日

(あて先)福岡市長

福岡市子ども習い事応援事業の助成(クーポンの交付)を受けたいので、以下の項目に同意のうえ、交付を申請します。

- 虚偽の記載により福岡市子ども習い事応援事業のクーポン(以下「クーポン」という。)の交付を受けた場合や、改ざん、複製、システムトラブル等の正常でない方法でクーポンを取得した場合、その他クーポンを交換、譲渡、売買その他不正な行為により利用した場合は、クーポン及びクーポンで利用した金額を福岡市へ返還すること。
- 紙クーポンの送付先に変更が生じたときは、速やかに申し出ること。
- 本事業の助成に必要な場合は、福岡市が関係公簿(申請者の世帯の住民基本台帳や生活保護、児童扶養手当の受給状況など)の情報を利用すること。なお、この場合は、世帯員全員の同意を得ているものとみなす。
- 福岡市が本事業を通じて得た個人情報について、個人を特定しない統計的な情報として解析し、その解析結果を利用者又は第三者に提供すること。
- 福岡市、福岡市から委託を受けた運営事業者が、申請に関わる個人情報や、参画事業者(習い事の教室等)が保有する通塾状況等(習い事に通っている状況)の個人情報を取り扱うとともに、必要に応じ、クーポンの利用状況の確認等を申請者及び利用者に対して行うこと。
- 参画事業者が提供するサービスの内容、安全性、品質等については、福岡市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申請者、利用者、その他関係者に損害が発生した場合でも福岡市及び福岡市から委託を受けた運営事業者は一切の責任を負わないこと。

## &lt; 基本情報 &gt;

対象者ID番号		← 同封の案内文に記載の対象者ID(10桁)を記入	
保護者 ※1	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	住所	〒 -	
	電話番号	( )	-
	電子メールアドレス		
子ども ※2	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
	住所	〒 - 上記保護者と <input type="checkbox"/> 同居(以下記入不要) <input type="checkbox"/> 別居(以下記入)	

※1 生活保護世帯の世帯主又は児童扶養手当の受給者

※2 本事業を利用して習い事に通う小学校5年生から中学校3年生までのお子様

## &lt; 紙クーポンの送付先 &gt;

<input type="checkbox"/> 保護者の住所	<input type="checkbox"/> 子どもの住所
---------------------------------	---------------------------------

※上記以外の送付先をご希望される場合は、運営事務局(コールセンター)へご連絡ください。